

「地域密着型サービス（（介護予防）認知症対応型共同生活介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）指定候補事業者」について

第3回会議を開催するにあたり、地域密着型サービス（（介護予防）認知症対応型共同生活介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）指定候補事業者の選定の進め方について、下記のとおりといたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 公募の経過について

- (1) 公募説明会開催 平成30年7月20日（金）7事業者参加
- (2) 申込意向確認書の提出期限 平成30年8月10日（金）2事業者提出
- (3) 応募書類の提出期限 平成30年9月28日（金）1事業者提出

2 指定候補事業者の選考・決定について

- (1) 古賀市介護保険条例第11条第2項に基づく介護保険運営協議会からの意見聴取

協議会は、市長の求めに応じて次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 包括センターの設置及び運営に関する事項
- (2) 地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する事項

※1事業者の事業内容プレゼンテーションに対する質疑及び終了後の意見交換を行っていただきます。会長・副会長以外の委員の皆様は採点を行う必要はございません。

- (2) 古賀市高齢者福祉施設等運営事業者選考委員会設置要領に基づく指定候補事業者の選定

※介護保険運営協議会終了後に選考委員会（古賀市保健福祉部部長等・介護保険運営協議会会長及び副会長による構成）を開催します。

- (3) 市長決裁による指定候補事業者の決定